## 適格請求書発行事業者の登録申請書

	1	 仅受	印`;																													1,	/2]
令和	] 4	F	月	F				リ 又			긂			33																			
							法)	人 の 吉	·場 又	合	) は	® (3 広		の場合																			
					申	主の	た J	る 折	事 在	務	所地											(雷	言話	番牙	<u></u>	08	2	_	23	7	_	961	7 )
							(フ	IJ	ガー	ナ )		(=	7	33	_	00	03	)				(1	200	рц .							_	_	
						納		税			地			 市西			-		7-3														
					請																	(電	言話	番号	于	08	2	_	23	7		961	7 )
					H13		(フ	IJ	ガ -	ナ)	- 1	ກ7 ⊗	* > <del>1</del>	F	(シャ	ルヒ	° †	7															
						氏	名	又	は	名	称	株	式	会社	Ė	Lι	лþ	эi	nι	צג	5												
					者		( フ	IJ	ガ -	ナ )	-	<u>ጎ</u>	9	小	<i>,</i> *																_		
,	÷ • ∓	F	200-20					人 の 者			) 名	梅	田	英	児																		
-	<b>広島</b> 西	<u> </u>	棁務	署長展	艾	法	,	人	番		号	4		2	Ι.	4	   (	0	0		0		1		0		4		1	3		6	2
	の申記 される			載した	- 次の	事項	(@	印棉	剿) (	は、	適相	各請				•		_	_	_		なさ	れ	る と	Ŭ	· \$		国	税 月	_			
1 2	申請者 法人	音の. (人)	氏名 格の	又は名ない社	団等:														fのj	折右	E地												
				び 2 の 等を使															:表	さま	1る!	文=	字と	が	異	なる	5場	合え	i あ	りき	<b>ます</b> 。	>	
(	平成2	28年	法律	り、追 津第15 青書は	5号)	第:	5 条	の規	定に	こよ	るi	汝 正	:後	の:	消	費移	包沒	よ第	57	条(	カ2	第	2	項	の ;	規划	定に	こよ	り	申請	青し	ます	F.
				年 9											F	(+	- 1-1)	<u>, 40</u>	+1	<i>ا</i>	干勿	, 10	, <i>1</i>	,	PIU J	只1 5	わ '±'	± *	Яī	1 7	₹ V J	<i>八</i> 元 ハ	
				1日 則とし												:る:	場	合に	は令	和	5 年	F 6	3 月	30	日	)	まて	ごに	ے (	か申	3 請	書を	:提出
						<u> </u>	このド	申請書	ドを 摂	是出っ	する							する	事	業者	手の[	区分	7に,		•				を付	して	こくた	ごさい	١,
事	業		者	X	分	1								税								. [					業						
								1 日登																						· (こ):	I . }	欠葉 ——	「免税
判定	により	課利	兑事美	(特定 と者と	なる場	7																											
この	申請書	を提	出す	0日) ること を困難	ができ	:																											
				の困難																													
税	理		±	署	名	Ι,	 说理: 税理	上法ノ 十		長谷	;   {	会計	ŀ																				
17%	生		<u></u>	有	70		176.2															(電	言話	番片	크. プ	08	2	_	27	'2	_	586	( 8
※ 税	整理番号	- 1				部番				申請	青年	三月	月				年	Ξ.	厂 人		F	ì	通	ſ	言	年	Ħ	作 月	ţ	印日	惟		
務署処	入力	」	」 理		年		月	F		季号 崔認					身確	 元 認		 〕済 〕未			確認書類		固人 i その f		カー	ド/	´通知	カー	k •	運転	<b>上</b> 免許証 )	E 	1
理欄	登 釒	录 番	- 号	T									1		. ,	 							<u> </u>										

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

		氏名又は名称	株式会社 L	upinus							
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。										
免	□ 令和5年10月1日の属する課税期間 (平成28年法律第15号) 附則第44条第	4項の規定の適用	用を受けよう	とする事業者							
税	※ 登録開始日から納税義務の免除	*の規定の適用を引	受けないこと	となります。							
事	個 人 番 号										
業	事生年月日(個		法人事 業	自 月 日 年 度							
     者	業   人) 又は設立   年   内   年月日(法人)	月 日	のみ 記載 資 本	至 月 日							
	容		田 円								
の	等 事 業 内 容		5m 4	)/ 160 EE							
確	課税期間の初日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日 □ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除のまでの間のいずれかの日										
認	規定の適用を受けないこととなる課税期間ようとする事業者	間の初日から登録を	·受け   <b>令和</b>	年 月 日							
登											
録	※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ □ い										
要件	\'\' <sub>\operatorname</sub>										
。 の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)										
確	- その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して										
認	- います。 -		子で底週して	<ul><li>□ はい □ いいえ</li></ul>							
参											
考	<del>Š</del>										
事											
<del>孝</del>   											
項											